

○ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(平成8年9月1日)
(規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成8年ふじみ衛生組合条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等(以下「ふじみ衛生組合職員の勤務時間等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 ふじみ衛生組合職員の勤務時間等に関する事項は、別に定めるものを除き、三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成8年三鷹市規則第50号。以下「市規則」という。)の規定を準用する。

2 市規則第26条第2項に規定する勤続年数は、三鷹市及び調布市職員の勤続年数を通算する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際既に職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和35年ふじみ衛生組合条例第15号)第2条第3号の規定による職務専念義務の免除として夏季における職員の職務専念義務の免除について(平成8年7月1日付け8ふじみ発第76号)により承認された勤務の免除は、条例第15条第1項及び第17条の規定に基づき承認された夏季休暇とみなす。

2 この規則の施行の際既に職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号の規定による職務専念義務の免除としてリフレッシュ休暇取得要領の制定について(平成8年7月18日付け8ふじみ発第85号)により承認された勤務の免除は、条例第15条第1項及び第17条の規定に基づき承認されたりフレッシュ休暇とみなす。

3 この規則の施行の際現に市規則第26条第2項に規定する勤続年数を経過し、その後の勤続年

数区分を経ずに定年退職することとなる者に対しては、次の区分によりそれぞれ規定する年度中に、その経過した勤続年数に対応する日数を限度としてリフレッシュ休暇を付与する。

- (1) 昭和11年4月2日から昭和14年4月1日までに生まれた者 平成8年度
- (2) 昭和14年4月2日から昭和17年4月1日までに生まれた者 平成9年度
- (3) 昭和17年4月2日以降に生まれた者 平成10年度

(ふじみ衛生組合職員の勤務を要しない日の指定に関する規則の廃止)

第3条 ふじみ衛生組合職員の勤務を要しない日の指定に関する規則(平成元年ふじみ衛生組合規則第2号)は、廃止する。